

～安心して暮らせる地域社会をめざして～

KSK じんかれんニュース

NO. 25 平成 28 年 6 月号

発行人/ KSK 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区烏山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター横浜ホール 3F
横浜市車椅子の会内

編集人/ NPO 法人じんかれん

(神奈川県精神保健福祉家族会連合会)

〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2

神奈川県精神保健福祉センター内

TEL 045-821-8796 FAX 045-821-8469

e-Mail: jinkaren@forest.ocn.ne.jp

HP:<http://www.geocities.jp/jinkarennet/>

定価 50 円 (会員は会費に購読料が含まれています)

◆ 平成 28 年度を迎えて ◆

NPO 法人じんかれん

理事長 堤 年春

日頃よりじんかれんの運営、活動に対しご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

とりわけ、昨年 4 月から 1 年間の長期間にわたり取り組んでまいりました「JR 等交通運賃割引」国会請願署名運動では大変なご苦勞をおかけしました。お蔭様で 30、401 筆もの署名のご協力をいただき、改めまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

さて、じんかれん(神奈川県精神保健福祉家族会連合会)は昭和 41 年 5 月設立以来今年で 50 年の節目を迎えました。ひと口で 50 年と言いますが、半世紀もの大変長い間、先輩諸氏の並々ならぬご苦勞があつてこそと、感謝申し上げる次第です。

その間様々な活動を通して県下の心の悩みを持つ人々やその家族の支援をすると同時に、精神障害者を取り巻く環境の改善や偏見、差別を取り除く活動、精神保健福祉増進に向けた活動に取り組んでまいりました。

平成 18 年 4 月には障害者自立支援法が施行され、三障害同一の施策が定められたにも関

わらず、現実には精神障害者とその家族に対する様々な偏見や差別は根強く残っています。

今年 4 月からは「障害者差別解消法」が施行されました。これは日本が「障害者権利条約」を批准したことに伴う措置で、障害者に対する不当な差別の禁止、合理的配慮の提供が義務付けられています。障害のある人から何らかの障壁(バリア)を取り除くよう求められた場合に雇用主が対応する合理的配慮が行政(国、自治体)には義務付けられましたが、民間事業者(企業)には努力義務となっており不十分です。3 年後に法律の見直しを考えられますので、民間にも義務化されるよう声を上げて行かねばなりません。また、「差別とは何か」という定義を法文に書き込ませる必要があります。家族会は、一般社会に向けた法律の必要性と差別及び合理的配慮に対する理解を促進していくことも必要です。

神奈川県は差別に関する相談やトラブルの防止・解決を推進するため、「神奈川県障害者

差別解消支援地域協議会」を 6 月までに設置することになっております。

今年 4 月からは「改正障害者雇用促進法」も施行されました。①雇用の分野での障害を理由とする差別的な取り扱いの禁止。②障害者が職場で働く際の支障を減らす「合理的配慮」を事業主に義務づける。③雇用する障害者からの苦情の自主的な解決を事業主の努力義務とした上で都道府県労働局にトラブルを調停する委員会を設置する。ことが柱となっています。事業者には障害者の視点に立って、働きやすく、能力を発揮しやすい環境が整えられること（合理的配慮）を期待したいものです。

一昨年には「精神保健福祉法」が改正され保護者制度は廃止されましたが医療保護入院における「保護者の同意」が「家族の同意」に替わり同意者の範囲が 3 親等まで拡大し改善されたとは言えません。平成 29 年度までの見直しが附則にもありますので、一般医療と同様に「本人と家族に対する説明を承諾」とし、法文から「家族の同意」を削除し「家族の同意」に

替わる第三者機関の設置を権利擁護の観点からも国（厚労省）に対して要求していく必要があります。

平成 18 年には「地域生活への移行促進」を国（厚労省）は掲げました。しかしながら、10 年たった今でもその受け皿や体制整備が進んでいません。掛け声だけで予算措置を取ってこなかったからです。みんなねっと単独では国（厚労省）相手に打開は図れませんので、精神関連の他団体と連携をとった運動に今後踏み込まざるを得ないと思われまます。

日本が批准した「障害者権利条約」という国際ルールに照らし、取り残されている精神保健福祉の現状を好転させる契機にすべきではないでしょうか。

多くの課題を抱える中、精神保健福祉を取り巻く環境は少しずつではありますが良い方向に変化しつつあります。これも会員皆様方の日ごろのご支援、ご協力あってこそであり、引き続き一層のご支援、ご協力のほどよろしく願いいたします。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づいて設置された「神奈川県障害者差別解消支援地域協議会」の構成委員として「じんかれん」から谷田川副理事長が参画することになりました。



神奈川県障害者差別解消支援地域協議会に参画するにあたり、この協議会が有効的なものになるようにしっかりと見つめて行きたいと思いますが、みんながこの問題に関心を持って、積極的に協議会に声を届け、育てて行く必要があると思います。

現実的に精神障害者への差別がなくなるようにみんなで頑張りましょう。制度の中にある精神障害者への差別をなくすためにも人権意識をしっかりと持ちたいと思います。（谷田川）

NPO 法人じんかれん定期総会報告

平成 28 年度じんかれん定期総会及び記念講演が神奈川県精神保健福祉センターにおいて開催されました。 日時：平成 28 年 5 月 21 日（土） 13 時～14 時 30 分

《来賓ご挨拶》

神奈川県 保健福祉局 福祉部障害福祉課 課長 山崎 享様
神奈川県 精神保健福祉センター所長 山田 正夫様

◆議案審議

- (1) 正会員出席者 38 名、委任状提出者 41 名計 79 名となり正会員 82 名の過半数を占めたので総会は成立しました。
- (2) 《第 1 号議案～第 6 号議案》 平成 27 年度事業報告、平成 27 年度収支報告、会計監査報告、役員選任、平成 28 年度事業計画（案）平成 28 年度収支予算（案）が承認されました。

◆記念講演 14 時 40 分～

「精神保健福祉法改正をどう考えるか」～ひきこもりの家族に伝えたいこと～
講師 総合病院 国保旭中央病院 院長補佐 兼地域精神保健センター長
川副 泰成氏

《講演概要》

1. 精神保健福祉法改正について

精神障害者の地域への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続き、市町村同意等についての見直し、又、医療保護入院者の退院促進措置（病院の管理者に退院後生活環境相談員の選任義務等）について法律の一部が改正され 2014 年（平成 26 年）4 月より施行されました。

家族の負担を減らし、精神障害者が地域で安心して生活していくため、保健医療福祉に携わる全ての関係者が目指す方向性を定める指針として策定されたものです。

今後については、関係者がいかに同じ方向に向かって実行に移すかが大切です。

2. ひきこもりの家族に伝えたいこと

ひきこもりは、社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことを指しますが、ひきこもりになった要因はさまざま、家族の対応もかなりの多様性があります。

① 統合失調症・・・周囲の反応に敏感になり、非現実的な考えにとらわれてしまい、感情が不安定になり、気持ちのゆとりがなく

なって、根気が続かない、意欲がわからない、生き生きとした感情が伝わって来ず、ひきこもってしまいます。

② うつ病・・・憂うつな気分と共に、意欲減退、集中力の低下などが生じ、自分自身に対する感情も大変否定的になってしまう。環境の変化や挫折体験などのストレス状態から発症しがちで苦しむことが多い。また便秘や食欲不振、早朝覚醒があるが、なかなか起き上がれないといった身体症状を伴い、ひきこもってしまいます。

③ 強迫性障害・・・もともと、この障害があるために、外出などが困難になる場合と、「ひきこもり」との 2 次的な問題として、強迫性障害が生じてしまう場合がある。

④ パニック障害・・・ひどい動悸や呼吸困難、息苦しさを体験する「パニック発作」があり、以後、乗り物に乗ったり、会議や授業に出たりすると「また似たような発作がおきるのではないか」との予期不安が強まり、次第に単独での外出が困難になってしまう状態です。

⑤ 摂食障害・・・体重の減少に対して強いこだわりがあり、ダイエットのために拒食をしたり、食べても太らないようにと過食や嘔吐を繰り返したりということが生じます。女性に多い病気。食にまつわる症状のほかにも、自分に対して自信を持つことが難しく、対人関係で困難を感じる状態におちいつてしまっていることも多く、結果として「ひきこ

もり」の状態におちいつてしまっている人が相当数います。

⑥ PTSD (外傷性ストレス障害)・・・強い恐怖や、戦慄、無力感を感じさせるような突然の衝撃的な出来事を経験することによって生じる、特徴的な精神疾患です。

原因となった外傷体験が繰り返し意図せずして思いだされたり、逆に体験を思い出すような状況や場面に対して感情や感覚が麻痺したりする。不眠やイライラなどが持続する場合もある。このような心理的困難のために生活を維持できず、「ひきこもり」の状態になってしまし得るのです。

⑥ 適応障害・・・どんな人でも、強いストレス状況におかれると、不安や緊張が強くなり、精神的な失調をきたすことがある。睡眠障害、被害関係念慮(周囲に対して疑り深くなる)、聴覚過敏などの精神病的症状があらわれ、生活に支障をきたし「ひきこもり」になる場合があります。

《まとめ》

いざという時に、家族以外で本人の病気や障害のケアを知っている関係者が必要です。

専門職が望ましいのですが、必ずしも医者でなくても良いでしょう。訪問が必要な時期があったとすれば、その時すぐに応じてくれるスタッフがいる態勢が必要です。医療機関の他に地元の福祉サービス、行政の支援が整うことが望まれます。



JR など交通運賃割引運動 国会請願へ向けて



精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書が市議会で採択される

精神障害者も他障害と同様に交通運賃を適用し、交通事業者に適切な措置を講じる様にとの意見書を国の関係省庁（厚労省、国交省）、関係機関に提出することが決まりました。意見書

は神奈川県議会をはじめ、川崎市、横須賀市、厚木市、小田原市、鎌倉市、秦野市、座間市、海老名市、大磯町の各市議会、町議会に於いて採択されました。

5.13 国会請願署名中央行動行われる!!

署名総数 62 万 4,155 筆を全国家族会員 158 名（17 グループ編成）で、
紹介議員 174 名に請願しました。

みんなねっと史上初の国会請願行動に全国より 158 名の家族会員が集結し、国会議員 717 名の中で賛同戴いた衆参あわせて 174 名の国会議員事務所に、62 万 4,155 筆の署名を提出しました。じんかれんからは堤理事長以下 8 名が参加し、精力的に紹介議員となっただけの国会議員事務所を訪問いたしました。今後、議会運営委員会が衆参両院で開かれ、

国土交通委員会での審議を経て委員会採決されれば、本会議での議決となります。採決されることが望ましいのですが、不採択となっても多くの国会議員の方に問題を知っていただいたことは大きく、今後は地元私鉄会社などの交渉にも協力を得られるようになります。みんなねっと総会後は、総務省行政評価局への斡旋働きかけとなります。



62 万 4,155 筆の署名を背に挨拶される今回の国会請願署名運動を牽引された、みんなねっと『JR など交通運賃割引推進プロジェクトチーム』奥田座長と、堀場事務局長

NPO 法人じんかれん 50 周年記念大会」第 43 回「県民の集い」について

開催日時 平成 28 年 11 月 29 日 (火) 13:30～

場 所 神奈川県民ホール (みなとみらい線日本大通り駅より徒歩 6 分)

入場無料 先着 400 名

記念講演「人はなぜ病を得るのか～神話が明かす DNA のところ～」 14:00～

講師 精神科医 糸川 昌成氏(東京都医学総合研究所・病院等連携研究センター)

統合失調症プロジェクト参事研究員

糸川先生は困難を抱える患者や、家族の存在を忘れることなく臨床と研究のどちらも尊重し、明日への希望を信じて統合失調症の解明にいどみ、その治療法の開発に日夜研究を続けています

先生の講演会は全国各地で開催され話題となっています。先生は「症状には意味がある」「困難のある人の行為にも意味があり、その人の有り様が理解されることで心の回復ができる」と話され、「薬だけでは治らない。薬は脳には効くが心には効かないと強調されています。「父と母と私が織りなす 50 年」で統合失調症であった母親の話は参加者の胸を打ち、会場が感動に包まれています。

記念コンサート 式町 水晶 Shikimachi Mizuki ヴァイオリン演奏 15:45～

式町さんは、平成 8 年北海道生まれ。現在 20 歳。3 歳のときに脳性麻痺を発症し、指の麻痺や動作のバランスが取りづらいといったハンディを持つが、それを克服するために 4 歳からはじめたヴァイオリンが身体に良い影響をもたらした。6 歳のときに世界的ヴァイオリン奏者、中澤きみ子氏に師事。プロを志す。現在、多岐に亘るジャンルを演奏して、八王子医療刑務所、東日本大震災被災地慰問、その他ボランティア演奏活動と、楽曲製作とに精力的に取り組んで、多くの方に希望と感動を与えています。当日はジャズピアニスト飯島瑠依氏によるピアノ伴奏があります。演奏曲目はポップスを中心としたミュージックです。

記念交流会

大会終了後、ヨコハマ港、みなとみらい地区の夜景を眺めながら、これまでの家族会を振り返り、家族が安心して普通の生活が出来る社会の実現に向け今後の家族会の目指す方向、課題を語り、絆を深める交流会です。

会 場： 県民ホール 6 F レストラン 「英一番館」^{えいいちばんかん} 17:30～

会 費： 3,500 円 《事前申し込み 80 名まで》

《大会、交流会の申し込み締め切りは 10 月 20 日ですが、チラシ、申込書は今しばらくお待ちください》



じんかれん 50 周年記念誌 原稿募集



記念誌担当

じんかれんは 1966 年（昭和 41 年）発足以来、神奈川県精神障害者家族会として活動を続けて参りましたが、今年、50 周年に当たるため記念誌を発行し、これまでの会の歩み、精神保健の動向などを載せる予定です。

さらに、「家族の思い」というタイトルで家族会員の声を掲載したいと考えています。家族としてこれまでどのような思いで過ごされ、障害を受け入れてこられたか、家族会との繋がりなど、ご寄稿をお待ちしています。

- ・ 原稿は、600 字以内、タイトルをつけて下さい。
- ・ テーマに沿った内容の俳句、短歌、詩などもお受けします。
- ・ 筆者のお名前はイニシャル、ニックネームなどをお願いします。
- ・ じんかれん事務所までお送りください。

FAX 045-821-8469 E-mail jinkaren@forest.ocn.ne.jp

- ・ 締切り 平成 28 年 8 月末日

なお、ご寄稿は家族の方に限らせていただきます。また、「家族の思い」は記念誌の 6 ページ分の枠を予定しておりますが、編集の都合で、全文を掲載できないことがあるかもしれません。その際はご容赦ください。



障害者の 8 割が貧困。所得補償へ抜本改革を！

福祉サービスを利用している障害者の約 8 割は、貧困層。障害者団体「きょうされん」（西村直理事長）が実施した「障害のある人の地域生活実態調査」は改めて障害者の所得補償制度の改革の必要性を示した。親の高齢化によって家族依存は限界にきており、生活保護の積極利用も必要な状況になっている。障害年金の増額、福祉的就労での賃金・工賃の底上げなど、障害者の自立、地域生活を支える態勢が問われている。「生活保護より低い障害年金、一般就労と

比べ非常に低い福祉的就労の工賃などが問題」とし所得補償制度の抜本改革、地域の暮らしを支える支援策などを強く求めている。また親の高齢化、介護問題で今後は親との別居、生活保護の利用なども課題となる。

「アパート、グループホームなど」暮らしの場の量的整備と、いざという時に駆け付けてくれる人による支援とハード、ソフトの充実が課題と訴えた。

(H28. 5. 18 神奈川新聞より)

NPO 法人じんかれん研修会 (28 年度第 2 回目) 開催のお知らせ

講師 田原 智昭氏 (横浜市総合保健医療センター デイケア係長)

日時 平成 28 年 8 月 20 日 (土) 10:00~12:00

場所 ひらつか市民活動センター (平塚駅南口すぐ JA ビル 2 階)

申し込み不要・無料

お問い合わせ: NPO 法人じんかれん事務所 (火・木 10:00~16:00) 電話 045-821-8796

FAX 045-821-8469

なるべく大勢の方が参加しやすいように今回は平塚で開催します。

分かりやすいお話で好評の講師です。奮ってご参加下さい。

平成 28 年度 精神障害者家族相談員養成事業

「薬の効果と飲み続けるコツを知る」

～抗精神病薬の効果と副作用、
拒薬や怠薬がおこる要因と対応について～

抗精神病薬はやめないで飲み続けてください、とお医者さんは
います。しかし病気の人は飲みたがりません。家族を悩ませる
この問題にどう対応したらいいのでしょうか。
専門家のアドバイスに耳を傾けてみましょう。

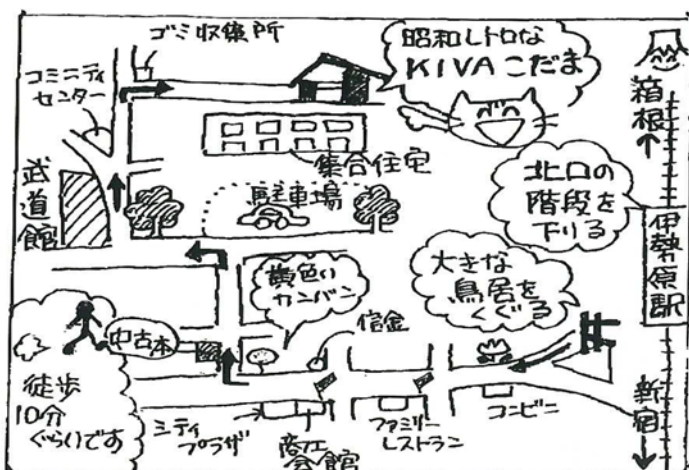


講師 SST 普及協会認定講師 田原 智昭氏

(プロフィール)

作業療法士 横浜市総合保健医療センター 精神科デイケア係長
家族心理教育認定インストラクター SST 普及協会認定講師 MHFA 実施者

K I V A 地図



じんかれん家族相談ご案内

一人で悩まず、同じ悩みを持つ家族、
専門の相談員に相談してみませんか

電話相談 毎水曜日 10時~16時
☎ 045-821-8796

面接相談 第3水曜日 13時~16時 (要予約)
K I V A こだま (伊勢原) にて
秦野病院 山下看護師による面談
K I V A 地図は、年 2, 3 回掲載予定